

## 普及・啓発・提言事業 生物多様性条約とラムサール条約によって保全する 湿地の生物多様性

浅野正富・菅波 完・青木智弘・花輪伸一・呉地正行・  
堀 良一・柏木 実・伊藤よしの・陣内隆之・羽生洋三・荒尾 稔

### 1. はじめに

NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本は、2008年3月に設立したラムサール条約第10回締約国会議（ラムサール COP10）に参加し世界 NGO 湿地会議の開催等国際的な湿地保全の取組を目指した時限組織「ラムサール COP10 のための日本 NGO ネットワーク」の活動総括の中で提案された後継組織であり、湿地保全活動を行う全国の NGO を対象に参加を呼びかけて2009年4月29日に設立された。ラムサール COP10 のための日本 NGO ネットワークは、2008年10～11月に韓国で開催されたラムサール COP10 において、「ラムサール COP10 のための韓国 NGO ネットワーク」と共に本会議直前に世界から約400名（日本から約100名）が参加した世界 NGO 湿地会議を開催して、世界の草の根の NGO の視点から湿地保全の現状と課題を総括するとともに世界湿地ネットワーク（WNN）を発足させ、さらに、東アジアを特徴づける「水田」が湿地として重要な生物多様性維持機能を果たしていることに着目して、日韓両国に働きかけ、本会議で決議 X.31「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」（略称：水田決議）の提案、採択を実現した。本会

議中、水田、干潟、ラムサール条約湿地等のテーマでサイドイベントやブース展示を行い、また、ラムサール COP 10 のために、日本各地の湿地の現状報告と湿地政策の検証を「湿地の生物多様性を守る」という資料集にまとめて公表し、COP10 会場では湿地政策の検証の要約英語版を配布している。

ラムサール・ネットワーク日本設立後は、ラムサール COP 10 でのラムサール COP10 のための日本 NGO ネットワークの活動を引き継ぎ、2009年度プロ・ナトゥーラ・ファンズの助成を得て、2010年10月に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP 10）を目指して湿地の生物多様性の保全の取り組みをさらに進めるための活動として「普及・啓発・提言事業 湿地の生物多様性～ラムサール COP 10 から CBD - COP 10 へ～」を企画し、ラムサール COP 10 が開催された1年後で、CBD-COP 10 の1年前に当たる2009年10月に名古屋で湿地と生物多様性に関するシンポジウム「湿地と生物多様性～ラムサール COP 10 から CBD-COP10 へ～」を開催し、また、2010年3月に第5回日韓 NGO 湿地フォーラムを開催した。

そして、2010年度プロ・ナトゥーラ・ファン  
ド助成によって、2010年10月名古屋での  
CBD-COP 10に世界湿地ネットワーク（WWN）  
の各地域代表（アジア地域代表はラムサール・  
ネットワーク日本の柏木実共同代表が務めてい  
る）が集まる機会を利用し、WWN、韓国湿地  
NGO ネットワーク（KWNN）と共に「生物多  
様性と湿地の保全に関する世界 NGO 会議」を  
開催した。

また、2011年6月にルーマニアで開催され  
るラムサール COP 11に向けて、日本の湿地保  
全の法制度・政策を、ラムサール条約や CBD  
の締約国会議で採択された決議やガイドライン  
に基づいた実効性のあるものに改めていく提言  
をし、その後の法制度・政策改定に向け、CBD  
の新戦略計画の中期目標に合わせた2020年を  
見越したロードマップを策定するために、ラム  
サール COP 11の1年前となる2011年6月に、  
シンポジウム「湿地保全と私たちの社会」を開  
催した。

## II. 活動の内容

「生物多様性と湿地の保全に関する世界 NGO  
会議」は CBD-COP 10 開催中の2010年10月  
24日、名古屋市東区の愛知大学車道キャン  
パスの教室を会場に開催した。そのプレシンポ  
として、10月22日には「生物多様性が地域・農  
業を元気にする」、「日韓を中心とした湿地と生  
物多様性に関するホットイシュー」の各フォー  
ラムを CBD-COP 10 会場で開催している。

世界 NGO 会議では、CBD、ラムサール条約  
の各事務局と環境省からの担当者をゲストに迎  
え、CBD-COP 10に参加している WWN の議長・  
各地域代表、KWNN からの招待者、ラムサール・  
ネットワーク日本はじめ日本各地の湿地保全関  
係者が集まり、WWN や日韓 NGO 湿地フォー  
ラムでの活動成果、ラムサール条約と CBD の

下で生物多様性の損失を防ぐために湿地を保全  
していくことの意義と課題、そのために世界の  
地域 NGO が果たしていくべき役割等について  
の報告・討論を行った。

また、シンポジウム「湿地保全と私たちの社  
会」は、2011年6月26日に沖縄市で開催した。  
第1部では、無駄な公共事業と環境アセスメン  
トというテーマで、和白糖の人工島計画、諫  
早湾干拓事業、泡瀬干潟の埋立事業を取り上げ  
た。いずれも杜撰な環境アセスメントでありな  
がら、その違法性を理由に事業を差し止める訴  
訟類型が認められていないため、事業が進んで  
いく中で、住民訴訟や漁業被害を食い止めるた  
めの差止訴訟として裁判が提起された。泡瀬で  
は、公金支出を差し止める判決が下されたが、  
利用計画の見直しによって事業が再開されよう  
とし、諫早では、開門調査を命じた福岡高裁の  
判決が確定しても、開門調査のためのアセス  
によって巨大費用が見積もられて、開門議論が  
後戻りしかねない深刻な状況が現出しているこ  
とが報告された。講師としてお招きした大阪大  
学大学院法学研究科教授大久保規子氏からは、  
「日本における環境アセスメント訴訟の現状と  
課題」についての講演があり、環境権の存在を  
前提に、その保護を条約の目的規定に明記した  
オース条約が紹介され、環境情報へのアクセ  
ス権、意思決定への参加（アセス対象事業の許  
認可等、行政立法・行政計画）、司法アクセス  
権を NGO も含めて市民に保障するオース3  
原則が、環境法の実効性確保に極めて有効であ  
り、日本も含めて加盟国拡大の必要性が強調さ  
れた。シンポ直後には、長崎地裁で、福岡高裁  
の判決とは全く逆に漁業被害と事業の因果関係  
を認めずに開門請求を棄却する判決が下される  
事態となり、湿地と生物多様性の保全に関する  
法制度・政策提言を行っていく上で、過去の裁  
判、司法と政治のシステムを検証することは喫



写真 生物多様性と湿地の保全に関する世界 NGO 会議集合写真。

緊の課題となった。

### Ⅲ. 今後の活動

2011年9月23, 24日には、韓国チャンニョン郡でKWNNと共に第6回日韓 NGO 湿地フォーラムを開催した。その際に、日韓でセマングム干拓、四大河川整備事業、諫早湾干拓、泡瀬干潟埋立による湿地破壊を止めようと市民が原告となって行ってきた裁判と、湿地保全をめぐる司法と政治のシステムを検証する意義を共有して、具体的な検証を2012年2月下旬に

福岡で開催する第7回日韓 NGO 湿地フォーラムで行うことを決定した。

その結果を踏まえて、ラムサール COP11に向けたポジションペーパーをまとめ、2012年6月19日～26日にルーマニア・ブカレストで行われるラムサール COP 11 直前の6月17, 18日に開催される WWN 主催の NGO 会議で報告し、また COP 11 期間中にサイドイベントの開催、ブース展示を行って、世界の湿地保全関係者の間で湿地保全と司法の関係に関する議論を深めていきたい。

## Awareness raising and policy proposal project: Conservation of wetland biodiversity through the convention of biological diversity and Ramsar convention

Masatomi Asano, Tamotsu Sugunami, Tomohiro Aoki, Shinichi Hanawa,  
Masayuki Kurechi, Ryoichi Hori, Minoru Kashiwagi, Yoshino Ito,  
Takayuki Jinnai, Yozo Hanyu and Minoru Arao